

用語の解説

人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住者とは調査時（平成 27 年 10 月 1 日）に調査の地域に常住している者をいう。

従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分している。なお、運転者などのように戸外で仕事をしている者については、所属している事業所のある市区町村を従業地としている。

区分		内容
自市区町村		従業地・通学地が現在住んでいる市区町村と同一の市区町村の者
	自宅	従業地が自宅(自分の居住する家又は家に附属した店・作業場など)の者
	自宅外	従業地・通学地が「自宅」以外の者
他市区町村		従業地・通学地が現在住んでいる市区町村以外の者
県内	自市内他区	政令指定都市に住んでいる者のうち、従業地・通学地が同じ市内の他区の者 東京都特別区部内に住んでいる者のうち、従業地・通学地が他区の者
	県内他市区町村	従業地・通学地が同じ都道府県内の他市区町村の者
他県		従業地・通学地が他の都道府県の者
従業・通学市区町村「不詳・外国」		従業地・通学地が現在住んでいる市区町村以外であるが、市区町村名が不明の者又は従業地が外国の者
従業地・通学地「不詳」		従業地・通学地が不明の者

夜間人口（常住地による人口）

調査時（平成 27 年 10 月 1 日）に調査の地域に常住している者をいう。

昼間人口（従業地・通学地による人口）

当該集計の結果を用いて、次の式により算出された者をいう。

なお、夜間勤務及び夜間通学の者も便宜昼間人口に含めているが、買い物客や観光客などは含めていない。

[例：A市の昼間人口の算出方法]

A市の昼間人口＝A市の夜間人口－A市からの流出口注1)＋A市への流入人口注2)

注1) A市からA市以外への通勤・通学者数

注2) A市以外からA市への通勤・通学者数

昼夜間人口比率

次の式により算出され、100を上回っているときは昼間人口が夜間人口を上回ることを示し、100を下回っているときは昼間人口が夜間人口を下回ることを示している。

[例：A市の昼夜間人口比率の算出方法]

A市の昼夜間人口比率＝（A市の昼間人口／A市の夜間人口）×100

その他の用語

その他の用語は、『平成27年国勢調査 調査結果の利用案内－ユーザーズガイド－』を参照のこと。

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/users-g.htm>